

第1章 犯則事件の調査・告発

第1 概 説

1 犯則事件の調査の目的及び権限

犯則事件の調査は、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることによって、市場の公正性・健全性を確保し、投資者保護を図る目的で、委員会の設置に伴い設けられた権限である。

犯則事件の調査については、大蔵大臣の権限の委任に基づいて行う証券会社等に対する検査とは異なり、委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与する全ての者に対し行使することができる。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「犯則嫌疑者等」という）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査及び犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第38条の2、金先法第106条）並びに裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第38条の2、金先法第107条）がある。

2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第17条、金先法施行令第12条）において定められている。主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・補てん、相場操縦、内

部者取引，風説の流布などがある（135頁参照）。

なお，犯則事件の調査結果は，委員会職員から委員会に報告されることとなっており（証取法第223条，外証法第38条の2，金先法第119条），委員会は，犯則の心証を得たときは，告発し，領置・差押物件があるときは，領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条，外証法第38条の2，金先法第122条）。

第 2 犯則事件の告発実績等

1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては，日本織物加工株式会社株式に係る内部者取引の嫌疑，シントム株式会社株式に係る内部者取引の嫌疑及び野村證券株式会社の損失補てんの嫌疑により，それぞれ犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し臨検，搜索，差押えの強制調査を実施したほか，任意調査権限に基づき所要の調査を行った。

2 告発の状況

委員会は，犯則事件の調査の結果に基づき，内部者取引の事実につき3件，風説の流布の事実につき1件及び損失補てんの事実につき1件，計5件を証取法違反の罪に該当するとして検察官に対し告発を行った。その概要は，以下のとおりである。

〔事案1〕

委員会は，日本織物加工株式会社株式に係る内部者取引の事実につき，平成8年8月2日，証取法違反の罪（法第166条第1項，会社関係者の禁止行為）に該当するとして，犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

株式会社ユニマットの監査役兼代理人である犯則嫌疑者（弁護士）は、日本織物加工株式会社がユニマット等に対して第三者割当増資を実施するために株式の発行を行う決定をしたという重要事実を知り、同重要事実の公表前に、知人の女性名義で同社株式を買い付けるとともに、別の女性を指図して同社株式を買い付けさせた。

（注）平成9年7月28日、東京地方裁判所において、被告発人に対し懲役6月（求刑6月）、執行猶予3年、追徴金26,216,295円が宣告された（インサイダー事案としては初の懲役刑）。被告発人は平成9年8月7日、東京高等裁判所に控訴した。

〔事案2〕

委員会は、雑誌「ギャンぶる大帝」に係る風説の流布の事実につき、平成9年1月17日、証取法違反の罪（法第158条、風説の流布の禁止）に該当するとして、犯則嫌疑者1名を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

株式の推奨記事等を執筆する著述業を営むとともに、投資顧問業の登録業者の代表者である犯則嫌疑者は、ボーソー油脂株式会社ほかの株式を購入した上で株価を騰貴させ、株価が高騰した後に売り抜けようと企て、有価証券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、平成6年9月から11月にかけて、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄を通じて、ボーソー油脂ほかに関して風説を流布した。

（注）平成9年1月24日、被告発人1名について公訴の提起が行われ、1月30日、東京簡易裁判所において、罰金50万円の略式命令が出されて、

同裁判は確定している。

〔事案3〕

委員会は、株式会社鈴丹株式に係る内部者取引の事実につき、平成9年4月8日、証取法違反の罪(法第166条第1項、会社関係者の禁止行為)に該当するとして、犯則嫌疑者(犯則嫌疑者4名及び犯則嫌疑法人)を名古屋地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

株式会社鈴丹が所有する同社の子会社の株式について21億円余りの評価損が発生し、また、同社が子会社に与えていた保証債務を履行した場合、保証債務の履行に係る求償権について、少なくとも30億円の債務不履行のおそれが生じていた。

- (1) 鈴丹の代表取締役会長ほか3名の犯則嫌疑者は、上記のような鈴丹の業務に関する重要事実の発生を知り、同重要事実の公表により予想される株価下落による損失を回避するため、4名が共謀の上、重要事実の公表前に上記会長所有の鈴丹株式を売り抜けた。
- (2) 犯則嫌疑法人鈴井興産株式会社は、上記会長の資産管理を目的とする株式会社であり、鈴井興産役員でもある上記会長及び鈴井興産監査役である犯則嫌疑者は、共謀の上、鈴井興産の業務に関し、上記のような重要事実の公表前に鈴井興産所有の鈴丹株式を売り抜けた。また、上記監査役は、重要事実の公表前に自己が所有する鈴丹株式を売り抜けた。

(注) 平成9年5月1日、被告発人等5名(告発を受けていない者1名を含む)及び被告発法人について公訴の提起が行われ、同日、名古屋簡易裁判所において、被告発人等4名及び被告発法人に対して各

罰金50万円の略式命令が出されて、同裁判は確定している。被告発
人1名については、名古屋地方裁判所で公判係属中である。

〔事案4〕

委員会は、シントム株式会社株式に係る内部者取引の事実につ
き、平成9年4月25日、証取法違反の罪(法第166条第3項、会社
関係者等の禁止行為)に該当するとして、犯則嫌疑者(犯則嫌疑
者1名及び犯則嫌疑法人3社)を東京地方検察庁検察官に対して
告発した。

〔告発事実の概要〕

- (1) シントム株式会社の取引先の株式会社バイテックの代表取
締役である犯則嫌疑者は、シントム関係者から、シントムが、
株式会社レインボースター等に対し第三者割当増資を実施す
るために株式の発行を行う決定及びレインボースター等との
業務提携により新会社を設立する決定をしたというシントム
の業務等に関する重要事実の伝達を受け、同重要事実の公表
がなされる前に同社の株式の買い付けを行った。
- (2) 犯則嫌疑法人バイテックほか2社は、いずれも犯則嫌疑者
が代表取締役を務めているもの若しくは実質的経営を行って
いるものであり、上記の重要事実の伝達を受けた犯則嫌疑者
は、これらの会社の業務に関して、同重要事実の公表がなさ
れる前にシントム株式の買い付けを行った。

(注) 平成9年5月27日、被告発人1名及び被告発法人3社について公
訴の提起が行われ、同日、東京簡易裁判所において被告発人1名及
び被告発法人3社に対して、各罰金30万円の略式命令が出されて、
同裁判は確定している。

〔事案５〕

委員会は、野村證券株式会社に係る損失補てんの事実につき、平成９年５月13日、証取法違反の罪（法第50条の３第１項、損失補てん等の禁止）に該当するとして、犯則嫌疑者（犯則嫌疑法人及びその役職員３名）を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発事実の概要〕

犯則嫌疑法人野村證券株式会社及びその役職員である犯則嫌疑者３名は、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、平成７年１月から同年６月までの間５回にわたり、野村證券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し当該顧客の取引勘定に帰属させる方法及び平成７年３月、野村證券がその自己勘定で保有していたワラントの価格が上昇基調であったことから、当該ワラントを当該顧客が上昇前の価格で買い付けたかのように仮装した後、直ちに当該顧客から野村證券の自己勘定で買い戻す方法で、当該顧客に対し合計約4,970万円の財産上の利益を提供した。

（注）１．平成９年６月４日、被告発法人１社及び被告発人２名（役員２名）について東京地方裁判所に公訴の提起（法人については証取法違反、役員２名については証取法違反及び商法違反）が行われ、６月19日、代表取締役社長について、上記行為に関与していたとして東京地方裁判所に公訴の提起（証取法違反及び商法違反）が行われている。

２．平成９年７月９日、法人１社、代表取締役社長及び役員１名について、平成７年３月、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんするために３億2,000万円の現金を供与したとして東京地方裁判所に追加の公

訴の提起（法人については証取法違反，社長及び役員については証取法違反及び商法違反）が行われている。

3. 平成9年7月15日，委員会は，以下の事実に基づき，野村證券に対し，行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう大蔵大臣に勧告した。

(1) 上記役職員の関与による4,970万円及び3億2,000万円の損失補てん。

(2) 顧客との売買一任勘定取引契約の締結（対象期間は平成4年1月から平成8年7月）。

(3) 上記違法行為の背景として，種々の不適正な行為が行われたが，これらに関与した役職員には法令，諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに，内部管理体制に重大な不備があったと認められる。

（注） 役職名については，行為時のものである。